

社会福祉法人岩見沢市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所・指定居宅介護支援事業所
「サービス提供時間」及び「利用料金」

(令和2年4月1日)

《介護保険》

〈サービスの利用料金〉

(要介護1～5)

区 分		特別事業所 加算Ⅱ単位数	利用者負担額		
			1割	2割	3割
身体 介護	30分未満	274単位	274円	548円	822円
	30分以上1時間未満	435単位	435円	870円	1,305円
	1時間以上1時間30分未満	635単位	635円	1,270円	1,905円
	1時間30分以上2時間未満	726単位	726円	1,452円	2,178円
生活 介護	20分以上45分未満	200単位	200円	400円	600円
	45分以上	246単位	246円	492円	738円

○早朝加算・夜間加算

午前6時～午前8時、午後6時～午後10時にサービスを利用される場合は、利用者負担額に別途25%の料金が加算されます。

○深夜加算

午後10時～午前6時にサービスを利用される場合は、利用者負担額に別途50%の料金が加算されます。

○特定事業所加算Ⅱ

当指定訪問介護事業所は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、サービスの利用1回につき別途10%が料金に加算されます。

○緊急時訪問介護加算

- ・居宅サービス計画に位置付けられていない場合
- ・身体介護中心である場合（「生活介護」のみは対象外）
- ・利用者又はその家族から要請を受けて24時間以内にサービス提供を行った場合
- ・介護支援専門員が当該サービス提供を「緊急」に必要なものと判断している場合

1回の要請に対して・・・	1割	2割	3割
	100円	200円	300円

○初回加算

- ・新規に訪問介護計画を作成した場合

- ・介護予防サービスを利用していた要支援者が認定を受けて介護保険サービスを利用になった場合（要介護者が要支援になった場合）
 - ・過去2か月に当該訪問介護事業のサービスを利用していない場合
- ※初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合
又は、他の訪問介護員が支援を行う際に同行することが要件

初回又は初回の属する月のみ	1割	2割	3割
	200円	400円	600円

- 介護職員処遇改善加算Ⅰ・・・・・・・・・・・・・・・・・・所定単価数の13.7%
- ・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ・・・・・・・・・・・・・・・・・・所定単価数の6.3%
- キャンセル料

利用者の都合により訪問介護サービスの利用中止又は変更を希望される場合は、サービスの利用予定の前日までにお申し出ください。

利用予定の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただきます。

但し、利用者の体調不良等正当な理由がある場合はこの限りではありません。

- ・利用予定日の前日までに申し出があった場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・無料
- ・利用予定日の当日の訪問前に申し出があった場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・500円
- ・利用予定日の当日の訪問後に中止になった場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・700円

《介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業》

算定項目			利用者負担額			
			1割	2割	3割	
介護 予防 訪問 介護	45 分 程 度	週1回（月4回まで）	要支援 1・2	240/回	480/回	720/回
		週2回（月8回まで）	要支援 1・2	244/回	488/回	732/回
		週3回（月12回まで）	要支援 2	258/回	516/回	774/回
		週1回（月5回以上）	要支援 1・2	1,055/月	2,110/月	3,165/月
		週2回（月9回以上）	要支援 1・2	2,109/月	4,218/月	6,327/月
		週3回（月12回まで）	要支援 2	3,344/月	6,688/月	10,032/月

- 初回加算

- ・新規に訪問介護計画を作成した場合
 - ・介護予防サービスを利用していた要支援者が認定を受けて介護保険サービスを利用になった場合（要介護者が要支援になった場合）
 - ・過去2か月に当該訪問介護事業のサービスを利用していない場合
- ※初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合
又は、他の訪問介護員が支援を行う際に同行することが要件

初回又は初回の属する月のみ	1割	2割	3割
	200円	400円	600円

- 介護職員処遇改善加算Ⅰ・・・・・・・・・・・・・・・・・・所定単価数の13.7%
- ・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ・・・・・・・・・・・・・・・・・・所定単価数の6.3%

○キャンセル料

利用者の都合により訪問介護サービスの利用中止又は変更を希望される場合は、サービスの利用予定の前日までにお申し出ください。

利用予定の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただきます。

但し、利用者の体調不良等正当な理由がある場合はこの限りではありません。

- ・利用予定日の前日までに申し出があった場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・無料
- ・利用予定日の当日の訪問前に申し出があった場合・・・・・・・・・・・・・・・・500円
- ・利用予定日の当日の訪問後に中止になった場合・・・・・・・・・・・・・・・・700円

《障がい福祉サービス》

〈サービスの利用料金〉

(要介護1～5)

区 分		単位数	利用者負担額
身体介護	30分未満	249単位	249円
	30分以上1時間未満	393単位	393円
	1時間以上1時間30分未満	571単位	571円
		30分増すごとに 81単位加算	30分増すごとに 81円加算
(身体介護に伴う) 通院介助等	30分未満	249単位	249円
	30分以上1時間未満	393単位	393円
	1時間以上1時間30分未満	571単位	571円
		30分増すごとに 81単位加算	30分増すごとに 81円加算

家事援助	30分未満	102 単位	102 円
	30分以上45分未満	148 単位	148 円
	45分以上1時間未満	191 単位	191 円
	1時間以上1時間15分未満	232 単位	232 円
	1時間15分以上1時間30分未満	268 単位	268 円
	1時間30分以上1時間45分未満	302 単位	302 円
	1時間45分以上2時間未満	336 単位	336 円
(身体介護伴わない) ・通院介助等・	30分未満	102 単位	102 円
	30分以上1時間未満	191 単位	191 円
	1時間以上1時間30分未満	268 単位	268 円
		30分増すごとに 68 単位加算	30分増すごとに 68 円単位加算
同行援護 (基本)	30分未満	184 単位	184 円
	30分以上1時間未満	292 単位	292 円
	1時間以上1時間30分未満	421 単位	421 円
	1時間30分以上2時間未満	485 単位	485 円
	2時間以上2時間30分未満	548 単位	548 円
	2時間30分以上3時間未満	611 単位	611 円
		30分増すごとに 63 単位加算	30分増すごとに 63 円加算
重度訪問介護	1時間未満	184 単位	184 円
	1時間以上1時間30分未満	274 単位	274 円
	1時間30分以上2時間未満	366 単位	366 円
	2時間以上2時間30分未満	457 単位	457 円
	2時間30分以上3時間未満	549 単位	549 円

○早朝加算・夜間加算

午前6時～午前8時、午後6時～午後10時にサービスを利用される場合は、利用者負担額に別途25%の料金が加算されます。

○深夜加算

午後10時～午前6時にサービスを利用される場合は、利用者負担額に別途50%の料金が加算されます。

○特定事業所加算Ⅱ

当指定訪問介護事業所は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、サービスの利用1回につき別途10%が料金に加算されます。

○特別地域加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・所定単位数の15.0%

○緊急時訪問介護加算（100単位/月）

- ・ 居宅サービス計画に位置付けられていない場合
- ・ 身体介護中心である場合（「生活介護」のみは対象外）
- ・ 利用者又はその家族から要請を受けて24時間以内にサービス提供を行った場合
- ・ 相談支援専門員が当該サービス提供を「緊急」に必要なものと判断している場合

○初回加算（200単位/月）

- ・ 新規に訪問介護計画を作成した場合
- ・ 介護予防サービスを利用していた要支援者が認定を受けて介護保険サービスを利用になった場合（要介護者が要支援になった場合）
- ・ 過去2か月に当該訪問介護事業のサービスを利用していない場合

※初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合又は、他の訪問介護員が支援を行う際に同行することが要件

- 介護職員処遇改善加算Ⅰ・・・・・・・・（居宅介護、同行援護） 所定単価数の30.2%
（重度訪問介護） 所定単価数の19.1%
- ・ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ・・・・・・・・（居宅介護） 所定単価数の 7.4%
（同行援護） 所定単価数の 14.8%
（重度訪問介護） 所定単価数の 4.5%

○キャンセル料

利用者の都合により訪問介護サービスの利用中止又は変更を希望される場合は、サービスの利用予定の前日までにお申し出ください。

利用予定の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただきます。

但し、利用者の体調不良等正当な理由がある場合はこの限りではありません。

- ・ 利用予定日の前日までに申し出があった場合・・・・・・・・・・・・・・ 無料
- ・ 利用予定日の当日の訪問前に申し出があった場合・・・・・・・・・・・・ 500円
- ・ 利用予定日の当日の訪問後に中止になった場合・・・・・・・・・・・・ 700円

《保険外（全額自己負担）》

- ・介護保険・障がい福祉サービス給付対象とならないサービス
 (入院中や入退院のお世話、通院時の病院内の付き添い、旅行やイベントの付き添い、散歩や趣味のための外出、手の届く範囲のガラス拭き、室内鉢物の水やり、仏壇や神棚の供え物を買う、手の届く範囲の仏壇他神棚に供え物、お墓参りや冠婚葬祭の付き添い、家族が不在時の見守りや話し相手など)
- ・介護保険を申請中の方
- ・介護保険限度額を超過した場合の支援

〈サービスの利用料金〉

1分以上15分未満(基本料金)	700円
身体介護、生活介護、同料金	*以降は15分単位：700円で延長利用が可能 (事前にお申し出ください)

「早朝・夜間、日曜・祝日 利用料金」

	平日	日曜・祝日
通常提供時間 (午前8時から午後6時)	700円	875円 基本料金の25%増し
早朝 (午前6時から午前8時)	875円 基本料金の25%増し	1,050円 基本料金の50%増し
夜間 (午後6時から午後10時)	875円 基本料金の25%増し	1,050円 基本料金の50%増し
深夜 (午後10時から午前6時)	サービスの提供を行っていません	

※同日に利用があった場合は合算します

※自宅までの交通費は利用料金に含まれますが、自宅外の交通費(公共交通機関)・家庭外支援交通費(1km50円)は利用者様負担となります

※ヘルパーの車に同乗することはできません

このほかご不明な点があれば、岩見沢市社会福祉協議会指定訪問介護事業所までお問い合わせください。

〒068-0031

岩見沢市11条西3丁目1番地9 岩見沢広域総合福祉センター内

電話 0126-25-6229

FAX 0126-22-2752